

## 令和7年度南島原市・天草市連携事業業務仕様書

### 1. 委託業務名

令和7年度南島原市・天草市連携事業業務

### 2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

### 3. 目的

本業務では、南島原市及び天草市（以後、両市とする。）が有する地域資源等の情報発信をはじめ、航路で両市を周遊させる観光企画を展開することにより、両市の知名度の向上、観光需要を向上させるとともに、地域間交流をはじめとした交流人口の拡大及びアジア圏を中心としたインバウンド観光消費の促進に寄与し、地域全体の活性化につなげることを目的とする。

### 4. 委託業務内容

受託者は上記目的の達成のため、企画、提案、実施、報告すべてを実施することとする。業務内容については下記のとおりとし、各事業者の自由な発想に基づき提案することとする。

なお、受託者はこれまでの連携事業で得られた成果物を利活用することができるものとする。

- ①両市の周遊を目的とした内容を盛り込むこと
- ②世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を活用すること
- ③台湾・韓国等のアジア圏をメインターゲットにしたインバウンド対策

### 5. 成果品の提出

(1) 業務内容について、以下により成果品として提出するものとする。

- ①業務完了報告書
- ②画像データ等を格納した電子媒体
- ③広告等制作物一式

(2) 納入先

〒863-8631 天草市東浜町8番1号  
天草市 観光文化部 観光振興課

### 6. その他留意事項

(1) 業務遂行に係る体制

本業務を所定の期間内に履行するため、受託者は、専属の担当者を置くこととする。担当者は両市と密に協議を行いながら、本業務を進めていくこととする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること、資料やデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

(3) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、関係法令等を遵守すること。

(4) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利を含む）を、成果品の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(5) 疑義の解消など

業務の実施にあたり必要な事項のうち、本書で明記のない点や疑義が生じる場合、これに係る変更を行う場合は、速やかに両市と協議を行うこと。